

## 海陽町ふるさとづくり寄附基金条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、海陽町ふるさとづくり寄附基金条例（平成20年海陽町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）により受け入れるものとする。

2 町長は、寄附の申込み又は收受した寄附金を公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 前項の規定による取扱いをした場合には、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

### (事業の種類)

第3条 条例第6条で定める事業は、次のとおりとする。

(1) はぐくむまちづくり事業

(2) にぎわうまちづくり事業

(3) すみよいまちづくり事業

2 町長は、次の次号に掲げるものについては、特に必要と認める事業を指定して、基金を処分することができる。

(1) 寄附者が、前項の規定による事業以外の事業を指定するとき

(2) 寄附者が、前項の規定による事業を指定しないとき

(3) 基金の運用から生ずる収益

### (寄附金台帳等の作成)

第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の全部又は一部を処分するときは、処分の経過を記録しなければならない。

### (寄附金受領証明書)

第5条 町長は、寄附者に対し收受した寄附金の額及び必要事項を記載した証明書（様式第3号）を発行しなければならない。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附則

この規則は、平成20年6月30日から施行する。

### 附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

海陽町長

様

## 寄 附 申 込 書

一金 円也

「海陽町ふるさとづくり寄附基金」に寄附したいので、海陽町ふるさとづくり寄附基金条例施行規則第2条の規定により、申込みをします。

年 月 日

住所 〒

氏名 (団体名)

電話番号

### 1 上記寄附金の使途の指定内訳

希望する事業の指定欄に○印を記入してください。指定先の記入のない場合は、町長が事業の指定を行います。

指定欄	事業の種類
	(1)はぐくむまちづくり事業 ・安心して子どもを産み育てることができる事業（子育て、学校教育） ・豊かな人間性が育まれる事業（生涯学習、文化スポーツ） ・思いやりとふれあいがあふれる事業（福祉）
	(2)にぎわうまちづくり事業 ・交流によりにぎわいが生まれる事業（観光、歴史） ・まちに活力が生まれる事業（産業、雇用） ・豊かな自然を次代につなげる事業（自然環境）
	(3)すみよいまちづくり事業 ・安心・安全に暮らすことができる事業（防災、防犯） ・快適な生活空間をつくる事業（生活基盤、交通） ・住民とともに未来をつくる事業（協働、人権、行政経営）

### 2 寄附をしたことに関する住所、氏名等の公表について

寄附をしたことに関する住所、氏名等の公表について、該当の□にレ印をご記入ください。

- 住所（都道府県、市町村名まで）の公表について  
 公表してもよい  公表を希望しない
- 氏名の公表（名字のみ）について  
 実名を公表してもよい  公表を希望しない
- 寄附額の公表について  
 公表してもよい  公表を希望しない

※ ご記入いただきました個人情報、海陽町個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理します。